

申請に対する処分の審査基準

担当部署:財務部管財課 No.001

処 分 名	物品の販売許可
処 分 の 概 要	春日部市庁舎において、産物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為を行う場合は、管理責任者（管財課長）の許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号、同条第 7 項 春日部市庁舎管理規則（平成 17 年規則第 131 号）第 6 条第 1 項第 1 号
審 査 基 準	産物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為に対する庁舎使用許可は、次の要件を満たすことが必要です。 (1) その行為が <u>庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障がない</u> と認められるもの ・「庁舎内の秩序の維持」とは、社会通念上公序良俗に反しないものであること、そして、「特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)」に定める連鎖販売によらない取引形態であること、また、展示販売にあつては公益を目的とするものであることを指します。 ・「災害の防止に支障」があるとするものとは、爆発・火災の恐れのある産物品、刀剣類、動物、これらに類する物品等を指します。
標準処理期間	10 日（行政財産の目的外使用の判定に要する期間 5 日を含む）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	別館 3 階管財課窓口への提出
備 考	・原則、行政財産使用料が課せられます。（減免申請可。） ・管理上必要があるときは、使用について条件を付すことがあります。

根拠法令及び
関係例規等の抜粋

■地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一～三 (略)

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

3～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

■春日部市庁舎管理規則

(物品の販売等の禁止)

第 6 条 何人も庁舎内において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為が庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められるもので特に管理責任者が許可した場合は、この限りでない。

(1) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為

(2) 公共用又は公用を目的とする以外の広告物(ビラ、ポスターその他これらに類する物を含む。)を掲げ、又は貼(は)る行為

(3) テントその他これに属する施設を設置する行為

(4) 旗、のぼり、幕、宣伝ビラ、プラカードその他これらに類する物又は拡声器宣伝カー等を所持し、又は持ち込もうとする行為(許可申請)

第 7 条 前条ただし書の規定により、管理責任者の許可を受けようとする者は、事前に庁舎使用許可申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

(許可条件等)

第 8 条 管理責任者は、前条の許可申請に許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができる。

2 管理責任者は、前項の条件又は指示に違反する者があるときは、その者に対して違反事項の是正を命じることができる。

申請に対する処分の審査基準

担当部署等:財務部管財課 No.002

処 分 名	行政財産の目的外使用料の減免
処 分 の 概 要	施設の管理責任者は、行政財産の使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年条例第 79 号）第 3 条 春日部市行政財産使用規則（平成 17 年規則第 133 号）第 9 条
審 査 基 準	◎行政財産の使用料の減免は、次の(1)又は(2)の要件のいずれかに該当することが必要です。 (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用するとき。 ・ 市が主催又は共催する行事のため使用する場合 ・ 国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（地方自治法第157条その他の法令の規定に基づいて市長が関与できる団体）に公用又は公共用に供するため使用させる場合 など (2) その他特別の理由があるとき。 ・ 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合 ・ 地震、火災、水害等の災害の発生により、行政財産を応急収容施設として使用させる場合 ・ 他の法令及び規定により同様の事例に対し、一律の減免基準が設けられている場合 など
標準処理期間	10 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	施設を管理する各課窓口への提出
備 考	市庁舎については、管財課長が管理責任者となります。

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市行政財産の使用料に関する条例

(使用料の減免)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため行政財産を使用するとき。
- (2) その他特別の理由があるとき。

■春日部市行政財産使用規則

(使用料の減免申請手続)

第9条 条例第3条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、行政財産使用料減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、行政財産使用料減免決定通知書(様式第7号)又は行政財産使用料減免却下通知書(様式第8号)を当該申請者に交付するものとする。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

(使用料等の減免)

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

申請に対する処分の審査基準

担当部署:財務部 管財課 No.003

処 分 名	行政財産の目的外使用許可
処 分 の 概 要	行政財産を使用する場合は、管理責任者の許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項 春日部市行政財産使用規則（平成 17 年規則第 133 号）第 2 条第 1 項
審 査 基 準	<p>行政財産の使用許可は、その用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、また、次のいずれかに該当するものとします。</p> <p>(1) 職員、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に<u>食堂、売店等の厚生施設を設置</u>するとき。 ・庁舎や市立病院等の利用者の利便性を図ることを目的とするもので、現地下食堂、売店、自動販売機等が該当します。</p> <p>(2) 公用又は公共用に供するため、当該行政財産を使用するとき。</p> <p>(3) 当該行政財産を電気事業、ガス事業<u>その他の公益事業</u>の用に供するとき。 ・公益事業の目的は、社会生活または地域住民の日常生活に不可欠な役務の提供であって、「その他公共事業」とは、郵便、電信または電話事業及び医療または公衆衛生事業を指します。</p> <p>(4) 災害その他緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。</p> <p>(5) <u>その他特別の理由</u>があるとき。 ・許可を認めなければ、施設の機能或いは効用が発揮できない場合 ・県委託事業等、施策推進上、許可が必要と認められる場合 ・公共的団体が公益を目的とした事業等に使用する場合 ・寄附等の縁故を有するもので、その使用が公共目的又はそれに類するもので、やむを得ないと判断されるとき など</p>
標準処理期間	10 日（行政財産使用料の算定に要する期間 5 日を含む）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	施設を管理する各課窓口への提出 （庁舎については、別館 3 階管財課窓口への提出）
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎については、管財課長が管理責任者となります。 ・原則、行政財産使用料が課せられます。（減免申請可。） ・管理上必要があるときは、使用について条件を付すことがあります。

根拠法令及び
関係例規等の抜粋

■地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第 238 条の 4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一～三 (略)

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

3～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

■春日部市行政財産使用規則

(使用の許可)

第 2 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定によりその用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、行政財産の使用を許可することができる。

(1) 職員、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。

(2) 公用又は公共用に供するため、当該行政財産を使用するとき。

(3) 当該行政財産を電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。

(4) 災害その他緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。

(5) その他特別の理由があるとき。

一部改正〔平成19年規則7号〕

(許可の期間)

第 3 条 行政財産の使用の許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、3年以内とする。

申請に対する処分の審査基準

担当部署等:財務部管財課 No.004

処 分 名	行政財産の目的外使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、施設の管理責任者は、基準の要件に該当した場合、行政財産の使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一部を還付することができます。
根拠条例等・条項	春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年条例第 79 号）第 4 条
審 査 基 準	先例がないものであって、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	10 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	施設を管理する各課窓口への提出
備 考	市庁舎については、管財課長が管理責任者となります。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市行政財産の使用料に関する条例

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、行政財産を使用することができないとき。

申請に対する処分の審査基準

担当部署:財務部管財課 No.005

処 分 名	集会所の使用許可
処 分 の 概 要	集会所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市集会所条例（平成 17 年条例第 24 号）第 3 条第 1 項 春日部市集会所条例施行規則（平成 17 年規則第 9 号）第 4 条
審 査 基 準	<p>市管理の集会所または、区画整理記念館の使用許可は、当該施設の使用が次の（１）から（５）の要件を全て満たすことが必要です。</p> <p>（１）<u>秩序又は風俗を害するおそれがないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動等を指します。 <p>（２）<u>営利を目的とした催し等を行うおそれがないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の販売等で金銭的な利益を得ることを直接の目的とした活動及び民間事業者の職員研修のような営利活動団体の営利に繋がる活動等を指します。 <p>（３）<u>建物又は附帯設備を破損するおそれがないこと。</u></p> <p>（４）<u>暴力団等の利益になると認められないこと。</u></p> <p>（５）<u>その他管理上支障がないこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合。 ・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合。 ・定期清掃、法定点検、補修等、施設維持に係る作業を要する場合など。
標準処理期間	即日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	使用する日の 1 か月前から受付
申請方法	別館 3 階管財課窓口への申請
備 考	<p>管理上必要があるときは、使用について条件を付することがあります。内谷・第六区画整理記念館のみ管財課の受付です。</p> <p>http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/shisetsu-annai/kyouiku/index.html</p>

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市集会所条例

(使用の許可及び制限)

第3条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

3 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

■春日部市集会所施行規則

(使用申込)

第3条 条例第3条の規定による春日部市集会所（以下「集会所」という。）の使用許可を受けようとする者は、集会所使用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、総務部管財課又は当該地区の連絡所に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込書の提出は、使用する日の1か月前からとする。

一部改正〔平成20年規則36号〕

(使用許可)

第4条 市長は、申込書を受取り、これを許可したときは集会所使用許可書（様式第2号）を交付する。

関係条例

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例 第3条